

申告書は正しくお早めに！

市

民税・県民税および所得税
確定申告の相談所を、事前

指導を含め2月9日(月)から3

月16日(月)まで開設します。

平

成26年1月1日から12月31日
までの1年間の所得について

計算のうえ、申告してください。

＊お願い＊

申告は自分で計算して
申告する「自書申告」です。
農業の収支内訳書や医療費に関す
る計算は、必ず事前に整理のうえ、
領収書、帳簿、控除に必要な証明書、
印鑑を忘れずにお越し
ください。

税の申告時期です

〔国〕税務課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 2070

期限内に必ず申告を！

提

出された申告書は、所得証明、
年金、福祉医療、保育所の入
所や公営住宅入居などの手続きの
際に必要な資料となります。申告
がないとこれらに関する諸証明が
発行できませんので、期限内に申
告してください。

＊住宅借入金等特別控除＊

住宅借入金等特別控除をはじ
めて受けられる方について
は、確定申告が必要です。
詳しくは、柏原税務署 ☎ 72
- 1130 までお問い合わせくだ
さい。

■申告相談の日程

会 場	日 程	受付時間
篠山市民センター (篠山市黒岡 191-1)	2月6日(金)～20日(金) ※2月16日～20日までは午後5時まで	午前9時～ 午後4時
柏 原 住 民 セ ン タ ー (センター会場)	2月23日(月)～3月16日 (月)	午前9時～ 午後5時
青垣住民センター別館	2月9日(月)～13日(金)	午前9時～ 午後4時
氷上住民センター	2月16日(月)～20日(金)	
ライフピアいちじま	2月23日(月)～26日(木)	
春日住民センター	3月2日(月)～5日(木)	
山南住民センター	3月9日(月)～12日(木)	

※柏原住民センターおよび篠山市民センターは、税務署・税理士・県
税事務所・市税務課による合同会場となります。終了30分前までに
お越しください。青垣・氷上・市島・春日・山南の各会場では、市税
務課が相談業務を行います（土・日・祝を除く）。
※2月27日、3月6日、13日の各金曜日は、柏原住民センターでの
み相談業務を行っています。

市民税・県民税の申告

申告が必要な方

昨年、市民税・県民税申告書を提出
された方には、1月下旬に申告用紙
を送付します。同封の『平成27年
度市民税・県民税申告のてびき』を
参考に必要事項を記入し、

3月16日(月)までに

市税務課、各支所または相談会場へ
提出してください。申告書が郵送さ
れなかった方で、申告が必要な方は、
上記の提出先でお渡しします。

①平成27年1月1日現在、丹波市
に住所があり、平成26年中に事業
所得、不動産所得、雑所得（公的年
金等を含む）など所得のあった方。
※農業所得等、事業所得のある方は、
必ず収支内訳書を添付してください。
※確定申告が必要な方は、市民税・
県民税の申告ではなく、必ず確定申
告をしてください。

②国民健康保険加入世帯の方および
後期高齢者医療保険加入世帯の方。
※所得の有無にかかわらず必ず申
告書を提出してください（提出のな
い場合は、国民健康保険税および後
期高齢者医療保険料の軽減の判定が
できません）。

③課税（非課税）証明書、所得証明
書などの発行が必要な方。

申告が不要な方

①所得税の確定申告をされた方。
②給与所得者で、すでに会社で年末
調整をしてその給与以外に所得がな
く、他に所得控除がない方。
③公的年金受給者で、他に所得がな
く所得控除等を受ける必要のない方。

記帳・帳簿等保存制度が
新しく変わりました

平成26年1月から、事業所得（農
業含む）及び不動産所得を生ずる
業務を行うすべての方に、記帳・
帳簿等の保存が必要となりました。

確定申告

申告が必要な方

〔給与所得者〕

①給与を1カ所から受けている方
で、給与所得や退職所得以外の所
得の合計額が20万円を超える方。

②給与を2カ所以上から受けてい
る方で、年末調整されていない給
与の収入金額と給与所得や退職所
得以外の所得との合計額が20万円
を超える方。

③平成26年中の給与収入金額が
2千万円を超える方。

④年末調整での配偶者控除、扶養
控除などに誤りのある方。

〔給与所得者以外〕

平成26年中の各所得金額の合計額
が、配偶者控除、扶養控除、基礎
控除などの人的控除やその他の所
得控除の合計額より多い方。

確定申告をすると
所得税が還付される方

①給与所得者で、雑損控除や医療
費控除、寄附金控除、住宅借入金
等特別控除などを受けようとされ
る方。

②所得が公的年金のみの方で、源
泉徴収された所得税が納め過ぎの
方。

③平成26年の途中で退職した後、
就職しなかった方で、年末調整を
受けなかった方。

④その他予定納税額や源泉徴収税
額が過納の方。

税務署では決算・確定申告
説明会を行います「消費税の概要、青色申告、所得
税決算、確定申告などの説明」■とき / 1月22日(木) 午後1
時30分～4時■ところ / 氷上住民センター大
会議室

☎ 柏原税務署 ☎ 72 - 1130

その他ご注意

①社会保険料は年金・給与から天
引きされている分を除き、自動的
には所得控除に反映されません。
社会保険料控除を受けたい方は、
必ず申告してください。なお、配
偶者控除や障害者控除、寡婦控除
なども同様ですのでご注意ください。

②確定申告が必要な方は、市民税・
県民税の申告で済まらず、必ず確
定申告をしてください。

③年金所得者の方で、その年中の
公的年金等の収入金額が400万円
以下であり、かつ、その年分の公
的年金等に係る所得以外の所得金
額が20万円以下である場合には、
その年分の確定申告は不要です
（上記の要件に該当する場合でも、
市民税・県民税の申告が必要な場
合があります）。

丹波市豪雨災害により
被害を受けられた方へ

災害により住宅や家財などに損害
を受けたときは、確定申告など
で「災害減免法」に定める税金の
軽減免除による方法、「所得税法」
に定める雑損控除の方法のどちら
か有利な方法を選ぶことによっ
て、所得税の全部または一部を軽
減することができます。
丹波市豪雨災害で、り災証明を受
けている方を対象に申告相談（災
害関連）を実施します。

■とき / 2月3日(火)～4日(水)

■受付時間 / 午前9時～午後4時

■ところ / ライフピアいちじま

■持ち物 / ①被害を受けた住宅の
取得年月、床面積及び自家用車の
取得年月などが分かるもの、②保
険金などで補てんされる金額があ
る場合、その金額がわかる書類、
③り災証明書の写しなど、④源
泉徴収票などの確定申告関係の書
類、⑤振込先金融機関の口座番号
の分かるもの（申告する方の名義
の口座に限ります）、⑥印鑑